

第2章

障がい者計画

第1節 前障がい者計画の総括

第2節 合理的配慮の推進

第3節 地域で支え合える関係づくり

第4節 自己実現を可能とする活動の推進

第5節 雇用・就業の促進

第6節 障がいのある子どもへの支援の充実

第7節 地域生活支援の充実

第1節 前障がい者計画の総括

前障がい者計画では、基本理念である共生社会の実現に向けて、「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち 自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」を基本目標に、6つの基本方針に沿った9つの分野と6つの仕組みづくりに取り組みました。

本節では、「基本方針及び分野の総括」と「6つの仕組みづくりの総括」を行います。

第1 基本方針及び分野の総括

1 合理的配慮の推進

(1) 啓発・権利擁護

障がい理解に関する啓発については、地域自立支援協議会だよりの発行や講演会及び出前講座の開催、ヘルプマークの配布及び広報などにより、障がい理解を深める取組を行ってきました。

また、虐待や差別の解消のため、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議や障がい者差別解消支援地域協議会において事例の共有・検討を行うとともに、地域虐待防止・差別解消ワークショップの開催などに取り組んできました。

さらに、権利擁護の推進のため、成年後見制度の利用が必要でも申し立てる親族がいな
い場合の市長申し立ての実施や、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な方への
助成などの取組を継続しています。

これらの取組により、アンケート結果では差別を感じていると答えた人の割合は平成29年度の30.8%から、令和4年度では17.8%となり、13.0ポイント改善されましたが、依然として高い割合となっています。また、障害者差別解消法についても、その内容を知っていると答えた人の割合が9.9%と非常に低い状況にあります。

成年後見制度については、制度が複雑であることや成り手不足などの問題がありますが、令和4年7月に運用を開始した「会津権利擁護・成年後見センター」等関係機関と連携しながら、課題解決に向けた取組を実施していきます。

項 目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
差別、偏見を感じている障がいのある人	30.8%	9.0%	17.8%

※障がい者福祉及び障がい児福祉に関するアンケートより

(2) 生活環境

障がいのある人も気軽に外出することができ、生活しやすい環境をつくっていくために、会津若松市福祉まっぷの活用について検討するとともに、市内30か所の公共トイレのバリアフリー調査を行い、改善についての提言を行いました。

学校等の公共施設については、近年、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備、改修により、障がいのある人にも活動しやすい環境の整備が進んでいます。一方で、バリアフリーに未対応の公共施設や民間施設もあることから、障がいのある人も利用しやすい施設となるよう、さらなる整備を進めていく必要があります。

情報アクセシビリティについては、令和5年3月に「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、障がいのある人が日常生活で意思疎通を円滑にできるようICT技術を活用した情報発信、点字や音声、手話言語による情報発信に取り組んできました。

各施設や交通環境等、まち全体の整備が進むことや必要な情報にアクセスし利用できることが「暮らしやすいまち」に繋がるものと考えています。

今後は、公共施設や公共交通機関などのさらなるバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及を図り、障がいのある人の現状を踏まえ、気軽に外出するために必要な支援を充実させる取組が必要です。

項目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
歩道等のバリアフリー化の整備率（延長ベース）	59.5%	68.3%	60.7%

※ひとにやさしい道づくり歩道整備事業での歩道整備見込より

2 地域で支え合える関係づくり

(1) 地域との関わり

障がいのある人の地域における見守りや行事等に参加しやすい環境づくりを推進するため、出前講座や地域ケア会議等において、区長等を始めとする地域住民に対する障がい理解の啓発に取り組みました。

しかし、障がい者福祉に関するアンケートでは、むしろ近隣住民との交流がない障がいのある人の割合が増えており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人と地域住民との交流機会がさらに減少したことが要因として考えられます。

今後は、障がいのある人と地域住民の交流を推進するために、地域住民の障がい理解の啓発と双方の顔の見える関係づくりを行う場を創出する必要があります。

こ う もく 項 目	へいせい ねんど 平成29年度	ぜんけいかく もくひょうち 前計画の目標値	れいわ ねんど 令和4年度
きんりんじゆうみん こうりゆう 近隣住民と交流のない障 がいのある人	19.2%	10.0%	27.0%

※障がい者福祉に関するアンケートより

(2) さいがいたいさく 災害対策

さいがいたいさく し えん ひつよう
災害時に支援が必要とされる方のうち、個人情報^{こじんじょうほう}の提供^{ていきよう}について同意^{どうい}を得られた方^{かた}の
めいぼ さくせい しょうぼう けいさつおよ くちよう みんせい いんとう ちいき しえんしゃ ていきよう
名簿^{めいぼ}を作成^{さくせい}し、消防^{しょうぼう}・警察^{けいさつ}及び区長^{くちよう}や民生委員^{みんせい}等の地域^{ちいき}の支援者^{しえんしゃ}に提供^{ていきよう}することで、
ようしえんしゃ じょうほうきようゆう おこな
要支援者^{ようしえんしゃ}の情報共有^{じょうほうきようゆう}を行いました。

れいわ ねんど ひなんしえんしゃ ひなんけいろ めいき こべつひなんけいかく さくせい ちやくしゅ
令和4年度からは、避難支援者^{ひなんしえんしゃ}や避難経路^{ひなんけいろ}を明記^{めいき}した個別避難計画^{こべつひなんけいかく}の作成^{さくせい}に着手^{ちやくしゅ}し、
ひなんしえんたいせい かくほ と く
避難支援体制^{ひなんしえんたいせい}の確保^{かくほ}に取り組み^{とく}しました。

また、市総合防災訓練^{し そうごうぼうさいくんれん}において、障がいのある人^{しやうがいのあるひと}と支援者^{しえんしゃ}が一緒^{いっしょ}に避難^{ひなん}するなどの福祉^{ふくし}
ひなんじょ かいせつくんれん おこな ほか じぎょうしやうれんけいすいしんかいぎ
避難所^{ひなんじょ}の開設訓練^{かいせつくんれん}を行いました。その他^{ほか}、サービス事業所^{じぎょうしやうれんけいすいしんかいぎ}等連携推進会議^{ていけつ}において、
じぎょうしや さくせい ぎやうむけいぞくけいかく かん けんしゅうかい かいさい
事業所^{じぎょうしや}ごとに作成^{さくせい}するBCP^{ぎやうむけいぞくけいかく}(業務継続計画^{かん})に関する研修会^{けんしゅうかい}を開催^{かいさい}しました。

また、福祉避難所^{ふくしひなんじょ}については、設営^{せつえい}・運営^{うんえい}に関する協定^{きやうてい}を複数事業所^{ふくすうじぎょうしや}と締結^{ていけつ}し設置数^{せつちすう}
ぞうか もくひょうち たっせい いた
増加^{ぞうか}しましたが、目標値^{もくひょうち}の達成^{たっせい}には至りませんでした。

こんご しょう ひと こべつひなんけいかく さくせい とお ひなんしえんたいせい こうちくなら
今後も、障がいのある人^{しょう}の個別避難計画^{ひと}の作成^{こべつひなんけいかく}を通した避難支援体制^{さくせい}の構築^と並びに
ふくしひなんじょ ぞうせつ む とりくみ ひつよう
福祉避難所^{ふくしひなんじょ}の増設^{ぞうせつ}に向けた取組^むが必要です。

せつがいたいさく とうき たいさく もと ほどう ゆうせつしせつ せいび すす
雪害対策^{せつがいたいさく}としては、冬期^{とうき}バリアフリー対策^{たいさく}に基づく歩道^{もと}や融雪施設^{ほどう}の整備^{ゆうせつしせつ}を進め^{せいび}ることに
あんぜん ほ こうかんきよう そうしゆつ つと
より、安全^{あんぜん}な歩行環境^{ほこうかんきよう}の創出^{そうしゆつ}に努め^{つと}ました。

また、社会福祉協議会^{しゃかいふくしきやうぎかい}と連携^{れんけい}し、地域^{ちいき}における除雪支援体制^{じよせつしえんたいせい}を継続^{けいぞく}し、除雪ボランティア^{じよせつ}
による障がい者世帯等^{しょう しゃせたいとう}の除雪支援^{じよせつしえん}を行いました。さらに、SNS等^{おこな}を活用^{こうよう}したボランティア
ぼしゅう おこな
募集^{ぼしゅう}を行いました。

こんご ちいきじゆうみん さき あ せつがいたいさく じゅうじつ む とりくみ ひつよう
今後も、地域住民^{ちいきじゆうみん}の支え合い^{さき}による雪害対策^あの充実^{せつがいたいさく}に向けた取組^{じゅうじつ}が必要です。

こ う もく 項 目	へいせい ねんど 平成29年度	ぜんけいかく もくひょうち 前計画の目標値	れいわ ねんど 令和5年度
ひなん こうどう ようしえんしゃ しえん 避難行動要支援者支援 プランの策定地区の数	1/16地区	16/16地区	13/16地区

ちくすう みんせいじどういんきやうぎかい ちくすう
※地区数は民生児童委員協議会^{みんせいじどういんきやうぎかい}の地区数^{ちくすう}

こ う もく 項 目	へいせい ねんど 平成29年度	ぜんけいかく もくひょうち 前計画の目標値	れいわ ねんど 令和5年度
ふくしひなんじょ せつちすう 福祉避難所の設置数	17 か所	38 か所	32 か所

3 自己実現を可能とする活動の推進

(1) スポーツ・文化芸術・余暇活動

スポーツについては、東京パラリンピックを契機にボッチャ等のパラスポーツ(障がい者スポーツ)が広く知られるようになり、障がい者スポーツ指導員をはじめとした関係団体等による障がい者スポーツ教室が広がりを見せています。

文化・芸術面では、障がい福祉サービス事業所やまちなかの商店等において作品展を開催し、あいづまちなかアートプロジェクトにおいて「障がい者アート展」を開催するなど、障がいのある人が自らの作品を発表する機会が増えています。

また、障がいのある人がボランティア学園を受講し、カムカムボランティアとして参加するなど、活動の場が広がっています。

さらに、障がいのある人がスポーツや文化芸術活動、余暇活動に参加する機会を増やすため、情報提供の手法や広報の充実に取り組みました。

今後も、障がいのある人が興味関心のある活動に自発的に参加できる取組や、余暇活動をさらに充実させるための取組を継続していく必要があります。併せて、スポーツ・文化芸術・ボランティア・地域活動など、様々な活動に参加するための支援体制を整備する仕組みづくりも必要です。

項 目	平成29年度	前計画の目標値	令和5年度
余暇活動支援センターの利用 人数(のべ利用者数)	3,506人	4,500人	2,408人

※余暇活動支援センター事業成果指標より

4 雇用・就業の促進

(1) 雇用・就業

公共職業安定所や障害者就労・生活支援センター等の関係機関をはじめ、会津若松商工会議所や会津若松法人会等の経済団体等と連携しながら、障がいのある人の職場体験や企業等への各種補助・支援制度の周知や障がい者理解促進に向けた啓発活動、障がい者雇用優良事業所顕彰等の取組を進めました。

その結果、就労系事業所の増加や、関係機関の緊密な支援体制の構築等により、障がいのある人や企業等に対する支援体制の強化につながりました。

市としても、ワークシェアリング事業や会津人参栽培研修事業、障がい者就労施設からの物品等の優先調達等により就労機会等の創出に努めるとともに、「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある人の積極的な採用や、就労支援員の配置による相談支援体制の強化などに取組みました。

こうした取組により、障がい者雇用率の向上に一定の成果があったものの、法定雇用率の達成には至りませんでした。

また、障がいのある人が自立し、安心して働くことができる環境を整備するには、一人ひとりの特性や希望等に応じて様々な仕事を選択できることが大切です。職場においては、障がいに関わらず昇任できる制度、体調等に応じた柔軟な勤務形態、相談体制の整備が課題であることから、引き続き、関係機関や企業等と連携して取り組むことが必要です。

項 目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
障がい者雇用率 (民間事業者等)	1.86%	2.3%	2.2%

※会津若松公共職業安定所公表の会津地区雇用率推移より

5 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 育成環境

障がいのある児童の育成環境を整え、障がいの早期発見、早期療育を一層推進するため、乳幼児健康診査や5歳児発達相談事業を実施するとともに、教育・保育施設に対して障がいのある子どもの受け入れへの補助を実施してきました。さらに、障がいのある子どもの保護者が安心して子どもを預けることができるよう、日中一時支援事業の拡充やこどもクラブにおける支援員の増員や研修を行うことなどにより、障がいのある子どもの成長段階に応じた安心できる居場所の確保に努めてきました。

また、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置、教育支援委員会による児童生徒の就学先に関する専門的な観点からの助言や、障がい児通所支援事業所による療育の提供の場の増加など、障がいのある子どもが地域で学ぶことのできる環境の整備を進めてきました。

しかし、障がい児通所支援や短期入所をはじめとする社会資源はいまだ不足しており、地域のニーズを十分に満たす状況にはありません。また、障がいの早期発見、早期療育の推進と同時に、障がいのある子どもの保護者の不安に対する相談支援や必要な情報提供、レスパイトの提供や就労継続のための支援など、家族支援のさらなる充実が必要です。

項 目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
特別支援教育支援員 配置校の割合	67%	87%	93%

6 地域生活支援の充実

(1) 地域生活の基盤づくり

障がいのある人が安心して地域で生活ができるように、引き続き相談支援体制の充実を図りました。地域障がい者相談窓口は2か所増え4か所に、特定相談支援事業所は、2か所増え15事業所となりました。基幹相談支援機能を持つ障がい者総合相談窓口においては、適切なサービス提供のために、特定相談支援事業所等に対する研修の開催や助言指導を行い相談支援の質の向上に取り組みました。

また、親元からの自立や親亡き後を見据えた支援のため、介護者の急病などによる緊急時の預かりや地域移行に向けた体験事業を行うなど、地域生活支援拠点等の整備を促進しました。

しかし、強度行動障がいの人や医療依存度の高い人など、既存のサービス体系や相談体制では支援が困難な人も増えており、重層的支援体制の構築が求められています。

今後も、支援が困難な人への対応のため、障がい福祉分野だけでなく、様々な関係機関との連携を図り、支援体制を構築することが必要です。また、引き続き、相談支援体制のさらなる充実及び地域生活支援拠点等の充実が必要です。

項 目	平成29年度	前計画の目標値	令和5年度
障がい福祉計画に定める地域移行目標値の達成率（実績値/目標値）	25.0% (5/20)	100%	233.3% (7/3)

(2) 医療・保健

市では、引き続き特定健診や家庭訪問による特定保健指導の実施、市民健康教室等の開催により、こころと身体の健康づくりを推進してきました。また、自殺予防対策の取組として、ゲートキーパー研修会の開催等を行いました。

難病患者に対しては、県保健福祉事務所と連携し、障がい福祉制度の情報提供、支援会議等への参加など、必要な支援体制を継続しています。

引き続き、難病患者が安心して地域生活が送れるよう県保健福祉事務所など関係機関との連携した取り組みが必要になります。

項 目	平成29年度	前計画の目標値	令和4年度
特定健康診査の実施率	45.8%	60.0%	70.7%

※市特定健康診査等実施計画より

第2 6つの仕組みづくりの総括

前障がい者計画では、関係機関や団体等で構成される「会津若松市地域自立支援協議会」において、6つの仕組みづくりに取り組みました。

その成果として、

- ・自立支援協議会だよりの発行と全戸配布による、障がい理解の促進
- ・ワークショップの開催による障がい者虐待防止や差別解消の取組の周知と地域住民との顔の見える関係の構築
- ・障がいのある方の文化活動の参加促進
- ・障がい者雇用における機会の創出と意識の啓発
- ・子どもの障がいや発達課題に関する相談機関一覧の作成・改訂
- ・相談支援の質向上や相談支援体制の充実強化の取組などがあげられます。

一方で、課題の整理が不十分な分野も見られましたが、新たな仕組みの構築に向けた取組が随所に見られています。

今後も、地域自立支援協議会を中心に、分野ごとの課題抽出や解決に向けた協議を進め、様々な課題に対して地域全体で支え合い、対応できるような仕組みづくりを構築していくことが求められています。

《仕組みづくりの取組状況》

仕組み名	仕組みづくりの具体的な取組	仕組みづくりの主な成果
障がい理解の仕組みづくり	・地域自立支援協議会だよりの福祉のまちづくり講演会等による啓発 ・障がい者虐待防止センターの設置、障がい者差別解消支援地域協議会、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議、虐待防止・差別解消ワークショップの開催	・市民の障がい理解と合理的配慮推進に向けた周知啓発 ・継続的な実施 ・関係機関や地域と連携した虐待防止や差別解消の仕組みの構築
地域で支え合う仕組みづくり	・地域住民と障がい福祉サービス事業者等とのワークショップの開催 ・市総合防災訓練における要配慮者避難訓練及び福祉避難所開設訓練への参加 ・福祉避難所のあり方に関する提言書の作成	・障がいのある人と地域住民の顔の見える関係づくり ・避難行動要支援者対策の充実 ・福祉避難所数の増加

しく めい 仕組み名	しく めい 仕組みづくりの具体的な取組	しく めい 仕組みづくりの主な成果
かつどうしえん 活動支援の しく 仕組みづくり	- ぶんかかつどう さんかそくしん きくひんてんじ ・文化活動への参加促進(作品展示 の機会創出) - かくしゅかつどう じょうほう しゅうち ・各種活動についての情報の周知 ほうほう けんとう 方法の検討	しょう ひと かつどうさんか ・障がいのある人の活動参加 きかい そうしゅつ 機会の創出
しゅうらう む 就労に向けた しく 仕組みづくり	- じきょう じっし ・ワークシェアリング事業の実施 - しょう しゃこよう ゆうりょうじきょうしよ けんしやう ・障がい者雇用優良事業所の顕彰 - ききょう む どう しょう ・企業に向けたチラシ等による障が い者雇用の啓発 - のうふくれんけい すいしん ・農福連携の推進	- しょう しゃこよう きかい ・障がい者雇用における機会 の創出と意識の啓発 - せっきよくてき こうほう とお けいざい ・積極的な広報を通じた経済 団体や企業との連携 - たよう しゅうらう ば かいたく ・多様な就労の場の開拓
せいちょうかてい おう 成長過程に 応じ た一貫した支援 のしく 仕組みづくり	- ちいきかだい せいり けんとう ・地域課題の整理・検討 - じゅうしやうしんしんしやう じ いりやうてき ・重症心身障がい児や医療的ケア 児の支援についての課題整理	- あいつばん はいふ ・会津版サポートブックの配布 - きょういく ほいくしせつなど たいしやう ・教育・保育施設等を対象とし た障がいや発達課題に関す る相談機関一覧の作成・ かいてい 改訂
おうだんてき しえん 横断的な支援の しく 仕組みづくり	- そうだんしえん しつこうじやう けんとう りようしや ・相談支援の質向上の検討(利用者 アンケートの実施、分析) - かいごこう さくせいうんようご ・介護移行マニュアル作成運用後の けんしやう 検証 - そうだんしえんたいせい じゅうじつきやうか けんとう ・相談支援体制の充実強化の検討 (ワーキングチームの設置) - せいしんしやう たいおう ちいきほうかつ ・精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステム構築の検討(ワーキン グチームの設置)	- きかんそうだん けんしゅうかいかいざい ・基幹相談による研修会開催 等による質の向上の取組 - こうれいぶんや れんけい ・高齢分野との連携による 事例検討会の開催 - そうだんしえんたいせい じゅうじつきやうか ・相談支援体制の充実強化 ていげんしよ さくせい 提言書の作成 - せいしんしやう たいおう ・精神障がいにも対応した ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム構築 にかかるといげんしよさくせい 提言書作成

第2節 合理的配慮の推進

第1 啓発・権利擁護

《現状と課題》

- 障がい理解促進の面について、障がい者福祉に関するアンケート(以下「障がい者アンケート」という)及び支援の必要なお子さんの福祉に関するアンケート(以下「子どもアンケート」という)では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたと答えた人の割合は、6年前30.8%から17.8%へ減少しましたが、このうち子どもアンケートでは、64.1%の児童保護者が差別や嫌な思いをしたと回答しており、未だ学校や外出先で差別を感じているのが現状です。
- 障がい者福祉に関する市民アンケート(以下「市民アンケート」という)では、身近に障がいのある人がいない場合、接し方がわからなかったり、コミュニケーションなどに戸惑いを感じたりするという声が寄せられており、障がいのある人との交流などによる障がい理解の促進に努める必要があります。
- 障がいのある人への差別は、障がい特性の理解不足や偏見などから生じることが多く、その払拭のための正しい知識の周知や啓発が課題となっています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 充実した障がい者支援体制が整えられている時代になって、障がい者に対する理解がある世の中になりつつあると思っています。まだ多少なりとも差別がありますが、これから人権問題になるような問題が減っていくことを切に願っています。
- 外部障がいへの理解はある程度進んでいるが、内部障がいへの理解が全く進んでいない。特に職場、上司、人事部門の理解が全くない。
- 障がいの有り無しを気にせず、個性としてとらえてもらい、どこに行くのも何をするのも自由に気にせず、出来たらいいなと思います。
- 私の近所にも施設があります。たまに近くのコンビニで車イスの方が買い物をしているのを見かけます。店員さんも当たり前のように接客されていますし、他のお客さんもドアを開けてあげるなど、その方が心地よく買い物ができるような空間が出来ていて素晴らしいなと思いました。

《施策の考え方》

障がいの有無に関わらず、全ての人が社会の一員であることを認め合い、支え合える「共生社会」の実現には、幼少期からの交流による障がい理解や、障がいを多様性として理解し思いやる気持ちを育むことが重要と考えています。

障がいのある人の人権が守られ、差別や偏見を受けることなく、合理的配慮のもと、地域で自分らしく暮らすことができるよう、様々な世代の市民や事業者に対し、障がいに関する正しい知識について啓発します。また、差別や虐待の防止について啓発を行い、人権擁護意識の高揚や心のバリアフリーの推進に取り組んでいきます。

<主な指標>

項目	現状(令和4年度)	目標(令和11年度)
差別や嫌な思いを感じている障がいのある人	17.8%	9.0%

※障がい者福祉及び障がい児福祉に関するアンケートの合計

《基本施策》

1 障がい・障がい者理解の推進

① 市民等への啓発の推進

市民や事業者に対し、関係機関と連携しながら、障がい特性に応じた対応方法や、共生社会の理念や合理的配慮の必要性などについて情報発信をするとともに、障がいに対する正しい理解が深まるような学習機会の提供を進め、啓発活動の推進に努めます。

② 福祉教育の推進

学校教育において児童・生徒が障がいや障がいのある人への理解と思いやりを深め、他者への配慮ができる人間として成長していけるよう福祉体験活動や道徳教育、インクルーシブ教育の充実等に努めます。

また、教育機関等と保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化し、学校における特別支援教育の推進に努めます。

③ 市における合理的配慮の推進

市職員は、市が施策や事務事業を進める中で、障がい特性に応じた適切な対応や合理的配慮を率先して行うよう努めます。

2 人権擁護の推進

① 虐待の防止

障がい者虐待防止センターと関係団体との連携強化や相談受付体制の周知により、虐待の防止に努めます。また、障がい者虐待の早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者の支援に努めます。

② 差別の解消

様々な機会を通じて差別解消のための周知啓発を行うとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を開催し、関係団体と差別事例の把握や差別解消の取組について情報共有を行うことで、地域全体の意識を向上させ、差別の解消に努めます。

③ 権利擁護の充実

判断能力や意思表示が不十分な障がいのある人が、生活の様々な場面で権利侵害や不利益を受けないようにするため、関係機関とともに成年後見制度の利用促進を進めます。また、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、相談体制を充実させるとともに、今後は市民後見人の育成や法人後見を行う団体の支援等を行い、成年後見人の確保に努めます。

コラム 知っておきたい「成年後見制度」

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによって、何かをひとりで決めることに不安がある人や、お金の管理が難しい人などを、いろいろな場面でお手伝いをする制度です。

たとえば、医療や福祉の手続きや契約が難しくわからない場合は、後見人などがわかりやすく説明してくれたり、また、代わりに手続きをしてくれたりします。お金の管理が苦手な場合には、管理の支援や、悪質な業者との契約を取り消したりすることもできます。

会津若松市では、成年後見制度に関する無料の相談窓口として令和4年に会津権利擁護・成年後見センターを設置しました。成年後見制度について詳しい相談をしたい、申し立ての手続きを手伝ってほしい、今は大丈夫だけど将来が心配など、お気軽にご相談ください。



第2 生活環境

《現状及び課題》

- 公共施設等については、近年、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備・改修により、障がいのある方も利用しやすい環境整備が進んでいます。
- 情報アクセシビリティについては、市のホームページや市政だよりにおいて、音声や点字、手話言語による情報発信を進めるなど、ICT技術を活用した情報発信の取組を進めています。
- 公共施設等では、ユニバーサルデザインへの対応が充分ではない施設もあることから、今後さらなる整備を進める必要があります。
- 災害時における情報発信や福祉サービスに関する情報提供の充実など、情報アクセシビリティのさらなる向上が課題です。
- 障がい者アンケートでは、外出時の困りごとについて「公共交通機関が少ない」との回答が最も多く、公共交通網の充実や外出環境の整備が求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 歩道の点字ブロックを増やしてほしい。道路の白線が消えている所があるので引いてほしい。段差を無くし、バリアフリーにしてほしい。建物の入り口にスロープを付けてほしい。
- バスや電車などの公共交通機関を充実させていただきたいです。(バスや電車の本数を増やすなど。)
- 市の障がい福祉施策について、あまり詳しい情報や知識がない。パソコンやネット環境がないので、書面で教えてほしい。

し さ く か ん が か た ≪施策の考え方≫

しょう ひ と あんしん かいてき せいかつ だれ あんしん く
 「障がいのある人が安心して快適に生活できるまち」は、「誰にとっても安心して暮らせるまち」であることから、障がいのある人が安心して暮らせるための生活環境の整備や情報アクセシビリティの向上は必要不可欠であると考えています。

しょう ち い き いちいん ひ と あんしん せいかつ おく
 障がいがあっても地域の一員として、その人らしく安心して生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの理念にもとづいたまちづくりや、必要な情報にアクセスできる環境の整備に取り組んでいきます。

おも しひょう ＜主な指標＞

こう もく 項 目	げんじょう れいお ねんど 現状(令和5年度)	もくひょう れいお ねんど 目標(令和11年度)
けいはつじぎょう だまへこうざとう 啓発事業(出前講座等)の じっしかいすう るいけい 実施回数(累計)	けん 4件	けん 79件

きほんし さく ≪基本施策≫

つか せいかつかんきょう せいび 1 だれもが使いやすい生活環境の整備

すいしん ① ユニバーサルデザインの推進

ねんれい せいべつ しょう う む かか すべ ひ と せいかつ かつどう
 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。また、ユニバーサルデザインの理念を公共施設や道路の整備等のまちづくりに生かし、誰もが生活しやすい環境づくりに努めます。

こうつうかんきょう せいび ② 交通環境の整備

しょう ひ と き が る い どう が い し ゅ つ ち い き せい ふ こうつう
 障がいのある人が気軽に移動や外出ができるよう、地域性を踏まえた交通システムの検討を進めます。また、公共交通機関の利用環境や路線等についても、利便性が高まるよう改善に努めます。

じょうほう こうじょう 2 情報アクセシビリティの向上

しゅわ げんご ふきゅう ① 手話が言語であることの普及

あいづわかまつししゅわげんごおよ しゅだん かん じょうれい もと しゅわ
 「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」に基づき、手話が言語であることの普及及び多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進について、市民の理解を広めるための施策の取組を促進します。

② 障がい特性に応じた情報環境の整備

障がいの特性に応じ、多様なコミュニケーション手段があることについて、市民、事業者等に対し理解を促し普及するとともに、一人ひとりに合ったコミュニケーション手段を選択して利用できるよう環境の整備に努めます。

また、災害等緊急時の情報提供や避難所での支援について、多様なコミュニケーション手段を活用し、適切な情報発信に努めます。

コラム「改正障害者差別解消法と合理的配慮」について

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月からは、会社、お店などの事業者に対しても「合理的配慮の提供」が法的に義務付けられます。

合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、その理由を説明し、別のやり方を提案するなど、よく話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

〈合理的配慮の提供例〉

- ・出入口に段差や階段があり、車いすでは入店することが難しい場合、スロープをかけて上げられるようにしたり、複数の人で車いすを持ちあげることで対応する。
- ・視覚障がいのある人が、商品の置場が分からず困っている場合、商品の場所まで案内し、商品内容や値段、賞味期限などを口頭で説明する。
- ・緊急の際に流れる音声アナウンスが聞こえず、対応に困っている聴覚障がいのある人に対して、モニターを使った文字表示や、手話や筆談などで必要な情報を伝える。

市障がい者計画では、「地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち」を基本目標の一つに定めています。障がいのある人もない人も共に安心して暮らすことができる会津若松市になるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

参考文献：福島県発行「合理的配慮ガイドブック」

内閣府リーフレット「合理的配慮を知っていますか？」



第3節 地域で支え合える関係づくり

第1 地域との関わり

《現状と課題》

- 市民アンケートでは、「障がいのある人への支援経験」のある人の割合は、6年前の46.1%から48.7%に増加しており、支援への関心が徐々に高まりつつあります。これは、近年多発する自然災害等に対して、身近な地域での助け合い、支え合いが重要であるとする互助の考え方が認識されてきていることが要因の一つになっています。
- 障がい者アンケートでは、「近所とのつきあいがどれくらいあるか」との問いに対し、「あいさつ程度」と回答した障がいのある人は49%であるものの、「ほとんどない」とした障がいのある人は6年前の19.2%から27.0%へ増加しています。また、「日常的にある」と回答した人は22.6%から13.8%へ減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響で、障がいのある人と地域とのつながりの希薄化が進んでいることも考えられます。
- 今後は、障がいのある人と地域住民との顔の見える関係づくりをどのように進め、地域での交流をどのように促進し、地域で連携して支え合う仕組みをどのように構築していくかが課題となっています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 周りで見たことがないから「珍しい」「どう接したら良いか分からない」「自分とは違う」といったバリアが生まれる。日常的に障がいのある人と接点がある地域であってほしいと思う。
- 特別支援学校と地域の学校との交流が増え、みんな助け合って生きていくのが当たり前と思えるような教育や環境整備が進んでほしい。
- 私たち障がい者は「守られる」だけの存在ではありません！

《施策の考え方》

障がいのある人にかかわらず、地域や社会で安心して暮らしていくためには、地域住民とのコミュニケーション、交流が必要だと考えています。

近隣住民との付き合いや、町内会、地域活動、ボランティア活動、余暇活動などに参加することで、交流が生まれます。

障がいのある人もない人も、地域において人と人とのつながりを深め、相互の信頼関係を築くことができるよう、身近な地域における顔の見える関係性づくりや交流を推進することが重要です。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
近隣住民と交流のない障がいのある人	27.0%	10.0%

《基本施策》

1 地域交流の推進

① 地域における交流機会の拡充

障がいのある人が、希望に応じて町内会などの自治組織につながり、地域での行事や活動等に気軽に参加できるような環境づくりに努めます。併せて、障がいのある人と地域双方のニーズに合った交流機会の拡充に努めます。

また、身近な地域において、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、気軽に集えるようなサロン活動への支援など、引き続き交流の場の創出に努めます。

2 地域における支え合いの構築

① 地域で支え合う仕組みの構築

地域で日常生活を送る障がいのある人に対して、地域住民やボランティア、福祉関係者等の身近な地域のネットワークによる見守りを行うとともに、障がいのある人が地域の担い手の一人にもなるような支え合いの仕組みの構築に努めます。

第2 さいがいたいさく 災害対策

げんじょう かだい 《現状と課題》

- 東日本大震災以降も、令和元年東日本台風による被害など、様々な自然災害が発生しており、障がい者アンケートでは、災害発生時に「一人で避難できず、避難を助けてくれる人がいない」と回答した障がいのある人が 17.5%となっており、災害時の安否確認や支援体制の整備が必要な状況です。
- 災害の発生に備え、まずは地域の避難所の場所や避難ルートを知ることが重要です。また、町内会や民生委員・児童委員等を中心とした地域住民が、要支援者の情報を把握し、安否確認や支援の体制について共有する必要があります。
- 市民アンケートでは、福祉避難所について43.7%の人が「知らない」と回答しており、また、障がい者アンケートの自由記載には「災害時の避難が不安である」との声もあることから、避難場所や避難ルートの確認など平常時からの災害対策について、啓発や情報提供が課題となっています。

しょうがいのあるひと かぞくとう こえ 《障がいのある人とその家族等の声》

- 台風や地震などの際、近隣の避難所が開設・機能しているか分からず、結局その場にいるしかない。
- 災害時の対応として、どこに行けばいいのか、何を持って行けばいいのか分からず不安だ。
- 特に歩道の除雪がなされておらず、他の障がいのある方はどうしているのだろうと思うことがある。

《施策の考え方》

- 地震や風水雪害など、いつ発生するかわからない災害には、地域の避難所や避難ルートの確認など、平常時からの備えが必要です。また、災害発生時に備えて、地域の実情に応じ、同じ地域に暮らす障がいのある人や高齢者などの支援体制を作り上げていくことが重要です。
- そのため、避難行動要支援者名簿により、要支援者の情報を関係機関や支援者に共有するとともに、個々人に合わせた具体的な計画である個別避難計画の策定に取り組み、支援体制の構築を進めていきます。
- また、避難場所や避難所の確保・周知に努め、障がいのある人が地域において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、取り組んでいきます。

＜主な指標＞

項 目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
個別避難計画の策定率(障がい者)	5.1%	100%

項 目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
福祉避難所の設置数	32か所	50か所

《基本施策》

1 避難支援体制の構築

① 避難行動要支援者への支援

「避難行動要支援者名簿」により、平時から地域全体で避難行動要支援者の把握と情報共有に努めます。

更に、避難行動要支援者のうち、居住地の災害リスクや重度の障がいがあるなどの福祉的要因等の判断基準に基づき、優先度が高いと判断された方から個別避難計画の作成を進め、具体的な避難支援体制の構築に努めます。

② 避難場所・避難所の確保

災害発生時において、障がいのある人が速やかに避難できるよう、一時避難所や避難場所の情報提供に努めます。

また、一時避難所での避難生活を送ることが難しい障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の拡充に努めます。

2 雪害対策の充実

① 除雪支援体制の構築

除排雪の支援を必要としている障がいのある人の把握を進め、社会福祉協議会と連携し、障がい者等の要支援者世帯に対する除雪ボランティア及び、地域住民による間口除雪の協力体制の確保に努めます。

また、障がいのある人が除雪の担い手の一人にもなるような仕組みづくりに努め、障がいのある人と地域とが支え合う体制の構築に努めます。

コラム「福祉避難所」と「個別避難計画」について

「福祉避難所」

災害時等に開設される、体育館などの一般の避難所では生活が難しい障がいのある人や高齢者など、何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。本市には、老人ホームなどの高齢者施設やグループホームなどの障がい者施設を中心に、32か所の福祉避難所があります。

(令和6年3月末現在)

「個別避難計画」

災害時等の避難の際に、支援が必要な障がいのある人や高齢者など一人ひとりについて、支援者や具体的に必要な支援、避難する経路などについて記載した計画です。令和3年5月の災害対策基本法改正に伴って、市町村での作成が努力義務化され、本市では、令和5年度から作成を進めています。

「災害への備え」

もし、災害が起こった時に必要なものは何か、どこに避難するのかなどを、家族や支援者とともに、日ごろから考えておきましょう。風水害や土砂災害などの災害が発生する恐れがある場合には、避難情報などを防災情報メールやテレビなどで随時情報を確認しましょう。

災害はいつ発生するかわかりません。もし、大雨が予想されるなど災害発生の恐れがあると感じた場合は、早めの避難を心がけましょう。



第4節 自己実現を可能とする活動の推進

第1 スポーツ・文化芸術・余暇活動など

《現状及び課題》

- 障がいのある人が文化芸術活動やスポーツ活動等に参加する機会を増やすため、活動についての情報の周知に取り組んでいます。
- スポーツ活動については、東京パラリンピックを契機にパラスポーツ(障がい者スポーツ)教室の開催が広がりを見せています。
- 文化芸術活動については、作品展の開催等により、障がいのある人が自らの作品を発表する機会が増えています。
- 障がいのある人がカムカムボランティアに登録するなど、ボランティア活動に参加する機会が増えています。
- インターネットによる情報の周知が増えていますが、パソコンやスマートフォンを持たない人にも活動参加の情報を届ける周知方法について、検討する必要があります。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 情報発信の向上と方法の検討(ITを利用することで若い世代などに幅広く発信する。)をお願いしたい。
- 余暇活動を支援する施設や活動をふやしてほしいです。
- 自分の障がいに合う運動をしたい。
- 障がいのある方でも気軽に参加できる様なイベントを開催してほしいです。
- イベント等での交流をきっかけに、共生社会になっていくと良いと思います。
- 外国のように、一歩家を出れば、店にも、レストランにも、どこにでも障がい者がいることが自然であること、そんな日本、そんな会津であってほしい。

《施策の考え方》

障がいの有無にかかわらず、スポーツや文化芸術活動、余暇活動や様々な学びの場への参加は、楽しみや生きがい、自信を持つことにつながるものです。

様々な活動に参加する機会を増やすため、情報提供のあり方やボランティアの受け入れ体制の整備に向け、関係機関との協議を進めます。

また、障がいのある人へ支援を行う団体や障がい当事者団体の活動の支援に努めます。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
団体等補助金活用 件数(累計)	16件	46件

《基本施策》

1 スポーツ・文化芸術・余暇活動などの推進

① スポーツ活動の推進

障がいのある人が、スポーツを楽しむことができるよう、情報発信に継続して取り組みます。また、障がい者スポーツ指導員をはじめ関係団体等との連携により、パラスポーツ(障がい者スポーツ)の振興を図り、障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動への参加促進に努めます。

② 文化芸術活動の推進

障がいのある人が、文化芸術活動や創作活動を楽しむことができるよう、情報発信に継続して取り組みます。また、地域の文化団体やサービス事業所等との連携を図りながら、文化芸術活動への参加促進に努めます。

③ 余暇活動などの推進

障がいのある人が、自らの意思で活動し、様々な経験を積むことにより、生き生きと自分らしい生活を営めるよう、イベントや地域との交流、学びの場等の情報発信に努めます。

2 参加支援体制の整備

① ボランティアによる活動支援

社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、ボランティアに興味のある市民への情報発信や参加機会を提供し、ボランティア体制の拡充に努めます。また、障がいのある人もボランティアに参加できる機会の創出に努めます。

② 障がいのある人を支える団体等の支援

障がいのある人の自主的な活動を担っている障がい者団体や家族団体等の活動が広がるよう、団体活動補助金制度の情報提供や、団体間の連携構築などの支援に努めます。

コラム「自己実現」について考えてみませんか？

みなさんにとっての自己実現とは一体どんなことでしょうか？
辞書で調べると、「自分のなかにひそむ可能性を自分で見つけ、十分に発揮すること」（広辞苑）とあります。

例えば、余暇活動支援センター「ふらっと」では、イベント参加やスポーツ交流、食事会や趣味の活動などさまざまな企画をとおして、地域の方々との交流をしながら、一人ひとりが楽しく生きがいを感じることができる取組を進めています。利用者の方からは、「趣味の卓球を仲間と楽しくやりたい」、「自分の好きな風景写真を撮って作品展を開きたい」、「ボランティア活動を通じて、お金では得られない自己肯定感を高めたい」といった声が聞かれます。

また、障がい者総合相談窓口や地域障がい者相談窓口には、障がい福祉サービス利用に限らず、「できる仕事がしたい」「アパートで一人暮らしがしたい」、また「家庭を持って暮らしたい」など、さまざまな相談があり、相談支援専門員が本人の希望の実現に向けた支援を行っています。



ボランティア活動の様子



市障がい者計画では、「自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち」を基本目標の一つに定めています。

障がいのある人もない人も、だれもが一人ひとりの希望に応じた活動や生活が可能になる、自己実現ができるまちづくりを進めていきます。

第5節 雇用・就業の促進

第1 雇用・就業

《現状と課題》

- 障がい者アンケートでは、障がいのある人の約53%が「仕事をしたい」と回答していますが、そのうち半数程度が「仕事はしたいがどうしてもわからない」と回答しており、就労に向けて必要な情報や支援が十分に行き届いていない状況がうかがえます。
- 障がい者アンケートでは、企業等で働く障がいのある方は、正社員としてだけでなく、非常勤や派遣職員、自営業など様々な形態で就労しています。
- 必要な就労支援として、職場の上司や同僚などへの障がい理解や合理的配慮の促進を求める声が最も多く、次いで、短時間勤務など柔軟な働き方の導入が求められています。
- 法定雇用率の引き上げに伴い、企業における障がい者雇用が進んでいますが、目標である2.3%には達していない状況です。
また、福祉就労についても事業所数の拡大等により利用者が増えていますが、引き続き、量・質ともに充実を図る必要があります。
- 障がいのある方がやりたいと考える仕事として、清掃や軽作業等を希望する声が多い一方、接客や事務、IT産業などを希望する方もおり、多様な働く場の創出が求められています。また、短期間で離職してしまう方も多いことから、就労定着に向けた取組の一層の充実が求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 障がい者枠での雇用において、給料が最低賃金のことが多い。また、非正規の仕事も多く、自立した生活につなげるのが難しい。
- 障がい者になると就職がかなり難しいので、就職が決まるまでの間の経済的な支援を手厚くしてほしい。
- 就ける職種が飲食業や製造業ばかりに感じる。ITなどの業種で雇用を生み出すことはできないか。
- 短時間勤務など働き方の選択肢が広がれば障がい者の社会参加の機会も増えるのではないかな。
- 軽度の障がいの場合、自分だけ「つらい」と言いにくく、ハードな仕事をしてしまい症状が悪化してしまう場合がある。相談しやすい職場づくりが必要。

《施策の考え方》

働くことは、自立した生活の基盤となるだけでなく、自己実現や社会参加につながる重要な取組であり、権利です。

障がいのある人が、必要な支援を利用しながら、自分の能力を発揮し、生き生きと働き続けることができる社会を目指して、関係機関や企業等と連携しながら様々な取組を進めていきます。

《主な指標》

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	6人	16人

《基本施策》

1 働く・働きたい障がい者の支援

① 就労に関する相談支援体制の充実

ハローワークや障害者就業・生活支援センターといった関係機関等と連携しながら、就労に関する悩みを抱える障がいのある方が適切な相談機関やサービス等の利用につながり、希望する仕事や働き方が実現できるよう努めます。

② 誰もが希望する働き方の実現

就労系サービスを適切に提供するとともに、関係機関や企業等と連携しながら、多様な仕事づくりや職場体験等の取組を進め、一般就労を目指す方もそうでない方も、誰もが希望する仕事や働き方が選べる環境づくりに努めます。

2 障がい者を支える企業等の支援

① 障がい者が働きやすい職場づくりの支援

障がい者雇用に積極的な企業等の取組や職場における合理的配慮の事例、就労の定着に向けた取組等の表彰や周知啓発等を通じ、企業等における障がい理解や合理的配慮の促進、就労定着率の向上に努めます。

② 障がい者雇用の推進

「障がい者活躍推進計画」に基づき、市として障がいのある方の雇用や働きやすい職場環境づくりに努めます。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センターといった関係機関等と連携し、企業等に対し相談支援体制の強化を進め、法定雇用率や障がい者雇用数の向上、障がい者の労働環境の改善等につながるよう努めます。

③ 福祉事業所と企業、農家等との連携の推進

福祉事業所と企業、農家等とのつながりづくりを進め、企業や農家等からの福祉事業所への業務や役務、物品等の発注・調達等の推進に努めます。さらに、連携した商品等の開発、販売といった取組の創出につなげ、企業や農家等と福祉事業所が支えあう地域づくりに努めます。

コラム 地域を支える「障がい者雇用」

市内では、たくさんの障がいのある人たちが、企業や就労系福祉事業所等で働き、身の回りにある様々な物や食品、サービスを提供するなど、私たちの地域生活を支えています。

障がいのある人を雇用している企業からは、「指示の出し方を明確にすることにつながり、他の従業員も働きやすくなった」「多様な価値観や発想を取り入れることで、創造性の向上が期待できる」などといった声も聞かれます。

引き続き、障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員であることを認め合い、共に暮らす地域社会を目指す「共生社会」の姿により一層近づけるよう、働く場・機会の拡充に努めていきます。



※市障がい者就労支援促進会議（チャレンジマーケットあいづ）では、市内の就労系事業所が企業での職場体験やイベントへの参加といった取組を行っています。

詳しくは
こちら



※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者雇用事例リファレンスサービス」では、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例や、合理的配慮の提供に関する様々な事例を紹介しています。

詳しくは
こちら



第6節 障がいのある子どもへの支援の充実

第1 育成環境

《現状と課題》

- 「支援の必要なお子さんの福祉に関するアンケート調査」では、子どもの発達課題や障がいに気づいたきっかけとして、「市で実施する1歳6か月健診、3歳6か月健診」との回答が20.6%で最も多く、乳幼児健診が発達課題の早期発見につながっていると考えられます。
- 子どもが発達課題や障がいの診断を受けたときの家族に対する支援として、手帳制度や各種手当、利用できるサービスなどの福祉制度の説明を求める声が最も多く、福祉制度のさらなる周知を図っていく必要があります。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援の事業所数は増加傾向にありますが、利用者数も大きく増加しており、依然としてニーズの充足には至っていません。障がい児通所支援事業所のさらなる充実が望まれています。
- 障がい児通所給付のほか、日中一時支援事業（タイムケア）の実施によって、保護者の就労支援を行っています。アンケートの結果では保護者が就労しやすくするための制度の整備を求める声が最も多く、発達課題や障がいのある子どもの保護者は働きにくさを感じていることがうかがえます。
- これまで、教育における障がい児等の受け入れ推進のための補助や市立学校における特別支援教育支援員の配置を行ってきました。しかしながら、保護者が教育・保育施設に対して望むこととして、未就学児では加配保育士等の配置・増員、就学児であれば障がいや発達課題などに合わせた指導が最も多くなっており、さらなる充実が求められています。
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されるなど、医療的ケアの必要な子どもや重症心身障がい児など、より多くの支援を必要とする子どもが必要な支援を受けながら地域で生活していくことのできる環境の整備が求められています。

《障がいのある子どもの家族等の声》

- 障がいのある子どもがいる家庭が孤立しないような支援環境が整備されることを望みます。なお、障がいのある子どもの保護者同士の交流は非常に意義があると考えていますが、障がいの程度が異なると、逆に話をしにくい側面もあり難しさを感じ

ます。

- 放課後等デイサービスの事業所がまだまだ不足しているように感じます。高校卒業後の進路の選択肢が少なすぎます。
- 療育施設を週に2回9時～13時で利用しています。保育所も通っていて8時～18時まで利用しています。共働きなので、療育施設の利用時間も保育所と同じだととても助かります。

《施策の考え方》

市では、「みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち」を子ども・子育て分野の目指す姿として各種施策を進めてきました。

障がいのある子どもや支援が必要な子ども一人ひとりが、必要な支援を受けながら適切な教育を受けることのできる学習環境の整備や、早期発見・早期療育の推進の取組に加え、保護者の身体的・精神的介護負担の軽減や就労支援など、家庭全体への支援体制の充実を図り、育成環境の整備に努めていきます。

＜主な指標＞

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
特別支援員配置校の割合	93%	100%

※会津若松市教育大綱・教育振興基本計画に定める目標値

《基本施策》

1 障がいのある子どもの成長に応じた支援の充実

① 療育支援体制の充実

乳幼児健診や発達相談などを通じて、保護者の気づきを促すことで、障がいや発達課題を早期発見できる体制を継続するとともに、障がい特性や医療的ケアの状況など、一人ひとりのニーズに応じた専門的で適切な療育が早期に受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育支援体制の充実に努めます。

② 保育・幼児教育の充実

障がいのある子どもが身近な地域で、同年代の子どもとともに過ごすことができる環境を整えるため、教育・保育施設等での受け入れ体制の充実に努めます。

③ 学校教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりについて、適切な就学の判断や教育に関する相談を継続するとともに、その子どもたちが適切な支援のもと、教育を受けられるよう、合理的配慮の視点に基づいた教育環境や学習環境の整備に努めます。

2 子育て支援の充実

① 育成環境の整備

障がいのある子どもが、同年代の子どもとともに、身近な地域の中で暮らし、学びや遊びを通じて仲間をつくり、健やかに成長することができるよう、合理的配慮の視点に基づいた育成環境の整備に努めます。

② 預かり機能の充実

障がいのある子どもを養育している保護者の身体的・精神的負担の軽減や安心して就労することができるよう、放課後や長期休業期間をはじめ、保護者の急用時などに安心して子どもを預けることができる仕組みの充実に努めます。

③ 相談支援・情報提供体制の整備

障がいのある子どもや障がいの疑いのある子どもの家族の不安や悩みを受け止め、必要な支援につなぐことができるよう、子どもの発達・育児・教育や福祉サービスなどの様々な制度について、気軽に相談でき、必要な情報を手に入れることができる環境の充実に向けて、教育・医療・福祉など各分野で連携を図りながら、保護者を切れ目なく支援できる仕組みづくりに努めます。

第7節 地域生活支援の充実

第1 地域生活の基盤づくり

《現状と課題》

- ヘルパーや通所事業所及び短期入所事業所数の不足等により、本人やその家族が希望する時間帯や曜日にサービスが利用できないことがあるため、サービス提供基盤のさらなる充実が求められています。
- 強度行動障がいや医療的ケアが必要な人など、専門的な支援を必要とする人が利用できるサービスが不足しているため、専門的なサービス提供体制の確保が求められています。
- 障がいのある人の高齢化、障がい程度の重度化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を推進するため、相談支援体制や地域生活支援拠点等の機能のさらなる充実が求められています。
- これまでの「子ども・子育て」、「介護」、「障がい」、「生活困窮」といった分野別の支援体制では解決に結びつかない複雑化・複合化した課題を抱えている人への支援のあり方が、社会全体で問題となっており、分野を問わない横断的な支援体制を構築することが求められています。
- 6年前と比較し、精神保健福祉手帳所持者数は32.3ポイント、自立支援医療（精神通院）受給者数は5.1ポイント増加しています。精神疾患のある人の数は、増加傾向にあり、その理解や支援が求められています。
- 精神保健福祉法改正（令和4年）によって、市町村の精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に課題を抱える者」が新たに規定されました。予防的な観点から、こころの不調を感じている人への支援体制を構築することが求められています。

《障がいのある人とその家族等の声》

- 生活介護事業所の定員がいっぱいで、なかなか利用できない。希望する事業所に行きたくても行けず、空いているところを利用するしかない。
- 強度行動障がいの人や医療的ケアが必要な人が、通所や入所できる事業所が少なく、足りていません。
- 子どもを育てる親として感じることは、将来自分が高齢になった時や、いなくなった時に、障がいのある子どもが自立して生活できるのか、入所できる施設があるのか心配です。
- 困りごとがあったら、すぐに相談できるようにしてほしい。

《施策の考え方》

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、地域生活を送る上で欠かせないサービスの提供基盤を確保し、生活に関する様々な相談に対応する相談支援体制を整備することが重要と考えています。

今後も、サービス提供基盤や地域生活支援拠点等の機能の充実に加え、相談支援体制の充実に努めます。

また、複雑化・複合化した課題を抱えている人、精神疾患のある人やこころの不調を感じている人などを地域全体で支援する体制の構築に努めます。

<主な指標>

項目	現状(令和5年度)	目標(令和11年度)
障がい福祉計画に定める入所施設からの地域生活移行目標値の達成率	233%	100%

《基本施策》

1 地域生活を支える支援の充実

① サービス提供基盤の充実

障がいにかかる各種福祉サービスについて、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づきサービス提供基盤のさらなる充実を図るとともに、強度行動障がいや医療的ケアが必要な人など、専門的な支援を必要とする人が、地域で安心して生活できるよう、専門的なサービス提供基盤の充実に努めます。

また、障がいのある人の高齢化、地域移行の推進、障がい程度の重度化や親亡き後に備え、地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。

② 経済的負担への支援

障がいに応じた利用可能な手当や助成制度等による支援を実施します。また、市政だよりやホームページへの掲載等、様々な手法により制度の周知及び利用促進に努めます。

③ 横断的支援体制の充実

障がいのある人や複雑化・複合化した課題を抱えている人の地域における様々な困りごとに対応できるよう、地域住民や様々な分野の関係機関との連携を推進し、分野を問わない横断的な支援体制の充実に努めます。

2 相談支援の充実

① 相談支援体制の充実

障がいのある人の生活に関する様々な相談に対応するとともに、困りごとを抱えている人の早期発見・早期対応を行うため、相談支援体制の充実に努めます。

また、中核的な相談機関である障がい者総合相談窓口において、相談支援事業所等を対象とした研修の開催等を行うことによって、相談機関のスキルアップに努めます。

3 精神保健福祉に関する支援体制の充実

① こころの健康づくりの推進

精神障がいのある有無や程度に関わらず、自分を大切にしながらこころの健康づくりができるよう、ストレスの対処や精神疾患に関する正しい理解の普及を目的とした周知啓発に努めます。

② 精神保健相談体制の充実

ストレスや不安の多い社会の中で、ひとりで思い悩み、こころの問題が深刻化しないよう、こころの不調を感じている人の問題の早期発見・早期対応につながる相談体制の充実に努めます。

③ 包括的な支援体制の充実

精神疾患のある人やこころの不調を感じている人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「保健・予防」、「医療」、「障がい福祉・介護」、「住まい」、「地域の支え合い」、「教育（障がい理解の普及啓発）」、「社会参加」等が確保された包括的な支援体制の充実に努めます。